

阿波市子ども読書活動推進計画

〔第二次推進計画〕



阿波市観光大使 あわみちゃん

令和3年3月
阿波市教育委員会

目 次

第1章 第一次推進計画期間の成果と課題

- 1 第一次推進計画策定後の情勢変化 1
- 2 第一次推進計画の成果 3

第2章 基本的な考え方

- 1 第二次推進計画の策定趣旨 5
- 2 第二次推進計画の基本方針 5
- 3 第二次推進計画の体制 6
- 4 第二次推進計画の期間 6

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策について

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進 7
- 2 地域における子どもの読書活動の推進 7
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進 9

第4章 子どもの読書活動の普及啓発活動

- 1 普及啓発活動の推進 11
- 2 推進体制の整備 11

資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 12

第1章 第一次推進計画の成果と課題

1 第一次推進計画策定後の情勢変化

「阿波市子ども読書活動推進計画」が平成28年3月に策定されてから、国の関連法整備状況、県内の教育諸施策も大きく変化しました。

【国】

(1) 「子どもの読書活動」に関連する法制上の整備

平成27年4月に「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）が改正・施行され、学校司書の配置が努力義務となりました。

平成24～28年度の「第四次学校図書館図書整備等5か年計画」、さらに平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、図書整備のための地方財政措置が講じられました。

平成30年4月には5か年計画の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画）」が策定され、市町村においては子どもの読書活動の推進のための必要な環境及び体制を整備するとともに、計画の見直しを行うよう努めることとされました。

(2) 新学習指導要領の全面実施（小・中・高）

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から全面実施されます。

言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

【県】

(1) 「徳島県読書活動の推進に関する条例」の制定

平成29年4月に子どもから大人まで、すべての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して制定されました。

(2) 読書の生活化プロジェクトⅣ・Ⅴの推進

Ⅳ：平成27～29年度「友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！」

Ⅴ：平成30～令和2年度「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！」

各学校（園）で「おすすめ本」や「気になる新聞記事」について友達や家族と語り合い、その活動をもとに多様なブックリスト、新聞スクラップ作成や書評合

戦（ビブリオバトル）実施へ繋げる、読書の生活化プロジェクト活動を推進しています。

(3) 「徳島県子どもの読書活動推進協議会」（平成 16 年度設置）の推進

「徳島県子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」の進捗状況の評価・検証の協議が行われています。

(4) 「とくしま子ども読書推進アクション」「つながる読書推進事業」の推進

平成 24～29 年度「とくしま子ども読書推進アクション」、平成 29 年度からは「つながる読書推進事業」として、「とくしま子供のためのブックリスト 100！」改訂版、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト 100！」新装版が発行されました。また、「高校生のための読み聞かせ講習会」等も開催されています。

(5) 徳島県教育振興計画

平成 25～29 年度の第 2 期、平成 30 年度からの第 3 期振興計画において、1 日 10 分以上読書する児童生徒の割合を数値目標として設定し、県内全域で読書習慣の定着を目指しています。

【市】

阿波市では、平成 23 年に「阿波市第 1 次教育振興計画」、平成 28 年に「阿波市第 1 次教育振興計画（後期計画）」、令和 3 年 2 月には「阿波市第 2 次教育振興計画」を策定し、学校での読書活動の推進、家族一緒の読書活動や読み聞かせボランティアの確保に取り組んでいます。

なお、令和 2 年 4 月より公立認定こども園 1 園、私立認定こども園 4 園が開園し、合わせて、公立幼稚園と公立保育所が各 1 園、公立認定こども園と私立認定こども園が各 4 園となりました。令和 3 年度には、公立幼稚園と公立保育所が統合し公立認定こども園が 1 園開園する予定です。

◎阿波市内の学校等の数

年度	保育所	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校
平成 28	1	6	3	10	4
令和 2	1	1	8	10	4
令和 3（予定）	—	—	9	10	4

2 第一次推進計画の成果・課題

(1) ブックスタート事業の定着

平成17年度からブックスタート事業を実施しており、乳児健診時に読み聞かせをするなど、保護者に対し、家庭での読書活動の重要性について啓発することができました。

(2) 小・中学生の読書活動の推進

小・中学校で全校一斉の読書活動の実施や、児童生徒への本の紹介・展示、地域のボランティアによる読み聞かせなど、各学校で工夫して児童生徒の読書活動の推進に取り組みました。

「全国学力・学習状況調査」の結果を見ると、阿波市の場合、特に「10分以上読書をしている」中学生の割合が増加しています。また、学校図書館や市立図書館に「ほとんど、または、全く行かない」中学生の割合が減少していることがわかりました。

《文部科学省 平成28・31年度「全国学力・学習状況調査」より》

(質問) 学校の授業以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)

※10分以上読書をしている児童生徒の割合

	平成28年度		平成31年度	
	阿波市	全国	阿波市	全国
小学校	67.2%	63.6%	67.5%	65.9%
中学校	51.0%	50.0%	67.9%	50.5%

(質問) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか

※ほとんど、または、全く行かない児童生徒の割合

	平成28年度		平成31年度	
	阿波市	全国	阿波市	全国
小学校	25.0%	31.0%	32.1%	29.8%
中学校	52.2%	58.0%	40.8%	55.3%

(3) 市立図書館の児童サービスの状況

平成 30～令和元年度にかけて建替えられた新土成図書館は、明るくゆとりがあり、読み聞かせスペースや授乳室を新しく設置するなど、小さな子ども連れの家族が利用しやすくなりました。

なお、市立図書館の児童図書の貸出冊数は年々増加していましたが、工事による休館の影響もあり、平成 30 年度以降は減少しています。子どものニーズに応えられるような蔵書の充実が求められます。

(冊)

年 度	阿 波	市 場	土 成	吉 野	合 計
H27	41,135	25,089	26,020	17,308	109,552
H28	46,860	25,906	23,434	20,559	116,759
H29	45,953	24,133	27,590	22,517	120,193
H30	48,831	25,429	13,217	23,896	111,373
R1	39,260	31,091		25,661	96,012

※阿波図書館空調設備等改修工事のため休館 (R1. 10. 2～R1. 11. 15)

土成図書館・土成中央公民館新築工事のため休館 (H30. 10. 1～R2. 3. 31)



新しくなった土成図書館の「おはなしのへや」

第2章 基本的な考え方

1 第二次推進計画の策定趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年公布・施行）に基づき、国は平成14年以降、概ね5年を目途に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定めています。

各基本計画は、前計画の成果と課題を検証し、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものであり、平成30年4月には、第三次基本計画の成果と課題を踏まえ、第四次基本計画が策定されました。

県では、国の基本計画に基づいて、「徳島県子どもの読書活動推進計画」として、令和元年10月には、第四次推進計画が策定されました。

本市では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、平成28年3月に「阿波市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが主体的に読書活動に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境の整備、社会機運の醸成に努めてきました。

このため、国・県の計画の趣旨を踏まえ、今後の施策の方向性を具体的な取組を示すものとして、「阿波市子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定します。

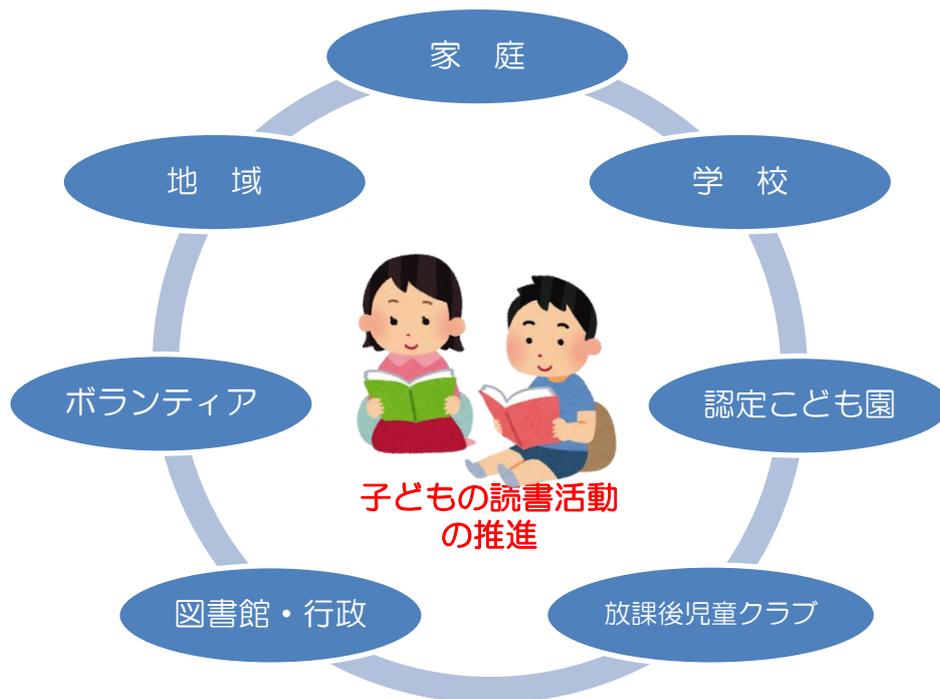
2 第二次推進計画の基本方針

第二次推進計画においては、子どもの読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子どもの読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、第一次推進計画と同様に、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を着実に推進するよう、次のことを基本とします。

- (1) 子どもが発達段階に応じて、読書習慣を身につけるよう読書環境の整備と充実に努めます。
- (2) 家庭・地域・学校・図書館等の連携を推進し、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。
- (3) 子どもの読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、情報の提供と啓発に努めます。

3 第二次推進計画の体制

家庭、地域、学校、図書館などの社会教育施設、民間団体等が相互に連絡協力し、子どもの主体的な読書活動を市民総ぐるみで推進するとともに、子どもが読書に親しむための機会と施設・設備・図書資料等の整備・充実に努め、全ての子どもが主体的に読書活動に取り組むことができる環境の整備を進めます。



4 第二次推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間中必要に応じて、計画の見直しをします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策について

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

市立図書館はブックスタート事業として、乳児健診に訪れた乳児（3～5 か月児）とその保護者を対象に絵本を贈呈し、絵本の読み聞かせやおすすめの絵本の紹介などを行っています。

また、認定こども園や学校では、保護者に対し、子どもへの本の読み聞かせや読書の大切さについて啓発を行っていますが、ライフスタイルの変化や保護者の読書活動への意識の違いから、親子で読書の機会を十分にとることが難しい家庭もあり、子どもの読書への意識づけにも影響を及ぼしていると考えられます。

【具体的な取組】

①乳幼児期の読書活動の推進

ブックスタート事業の充実を図ることにより、絵本の読み聞かせを通して親子がゆったり過ごす時間を持つきっかけづくりを行います。

②保護者への働きかけ

子どもの読書活動の意義や大切さ、楽しさについて、認定こども園や学校から保護者への啓発を行い、子どもの読書の機会が充実されるよう理解を促します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館

【現状と課題】

市立図書館は、4館合わせると約9万冊の児童図書を所蔵しており、ネットワークにより全館の蔵書検索が可能となっています。児童図書の貸出冊数は、全体の4割を占めています。

市立図書館ではさまざまな児童サービスを展開しています。例えば、児童コーナーでは、季節や行事などに合わせた企画展示や定期的にボランティアによるおはなし会を開催しているほか、子ども映画会や工作教室、また、年1回の大きな行事として「子どもまつり」などのイベントを開催しています。このようなイベントは、子どもたちが読書に親しむためのきっかけづくりとなっています。

また、学校図書館を支援する取組として、学校等への図書の貸出のほか、小学校に図書館職員が出向き、学校図書館の図書の登録や配架やおすすめ本の紹介、図書委員会による読書活動の支援などを行っています。

なお、学習室の利用を目的に市立図書館を訪れる中学生や高校生が、学習の合間に気軽に本を読むことができる空間づくりや、学生が興味を持つような蔵書構成にするなどの工夫が必要です。

【具体的な取組】

①図書館資料の充実

乳幼児から青少年まで魅力的な子どもの本の充実をより一層努め、特集コーナーの設置、手に取りやすい設置、親しみやすい雰囲気作りなど、快適で楽しい本との出会いの場を提供します。

特別に支援が必要な子どもへのサービスとして、必要な資料（大活字本や点字資料等）を収集・提供し、子どもの読書環境を整備していきます。

②おはなし会などの各種行事の開催

おはなし会のほか、多彩な行事を開催することにより、子どもを本が出会える楽しい機会をより一層提供していきます。

③専門的職員の配置・ボランティア活動支援

子どもに対する図書館サービスを展開していくため、子どもに的確に資料を提供でき、読書に関する相談を受けることのできる司書やスタッフを配置し、専門的な知識・技能の研修を行っていきます。

また、読み聞かせに必要な知識や技能をもつボランティアに活動の場を提供するだけでなく、ボランティアの育成など積極的に支援します。

④学校との連携

図書館資料の団体貸出や図書館での調べ学習、図書館見学、総合的な学習の支援、職場体験の受入協力、学校図書館へのスタッフ派遣など一層の交流促進を行います。

⑤ヤングアダルトサービスの充実

学習を目的として市立図書館を利用する中学生や高校生のニーズに対応する幅広い資料をそろえます。また、読書量が減少する傾向にある中学生や高校生に対し、小学生までに培ってきた読書習慣や本への興味をなくさないよう読書環境の充実を図ります。

(2) ボランティア

【現状と課題】

地域のボランティアが認定こども園や学校、図書館を定期的に訪問し、読み聞かせを実施していますが、新しい会員の確保が課題となっている団体もあります。

【具体的な取組】

①ボランティアへの支援

各ボランティア団体の交流や情報交換できるような体制づくりに努めます。また、ボランティアの養成や技術の向上などを支援します。

(3) 放課後児童クラブ

【現状と課題】

一部の放課後児童クラブでは、毎日または長期休業中に一斉に読書する時間を設けています。

また、市立図書館の団体貸出を利用するなど、児童が読書に親しむ環境を整えているクラブもあります。

【具体的な取組】

①放課後児童クラブでの読書活動の推進

放課後児童クラブでの読書活動の取組を支援するとともに、取組ができていない放課後児童クラブに対して働きかけます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 認定こども園の役割

【現状と課題】

ほとんどの認定こども園で、保育教諭やボランティア等による読み聞かせを実施しています。

また、子どもたちが好きな絵本やおすすめの絵本の展示や、保護者に対し行事や園だよりなどを通じて読書の大切さについての啓発、「親子本読み週間」として絵本を家庭に貸出や毎月絵本を購入して家庭に持ち帰るなど、各認定こども園でさまざまな取組を行っています。

【具体的な取組】

①読書活動を取り入れた教育・保育の充実

乳幼児の興味や発達段階に応じた魅力ある図書の充実に努めるとともに、職員やボランティア等による読み聞かせの機会を増やし、絵本に興味を持てる環境整備を進めます。

②家庭への情報発信

園の行事や園だよりなどを通じて、保護者に対し、読書活動の大切さや意義について情報発信を行います。

(2) 小学校、中学校

【現状と課題】

①小学校

全校一斉の読書活動や、読書目標の設定、目標達成者や多読賞などの表彰、図書委員会によるおすすめ本の紹介など、さまざまな取組を実施しています。

また、ボランティアによる読み聞かせを全校で実施しているほか、保護者に対し読書活動の啓発に取り組んでいる学校もあります。読書環境の充実や調べ学習の活用のために、ほとんどの学校が市立図書館の団体貸出を利用しています。

②中学校

全校一斉の読書活動を実施しています。また、図書委員会による学級文庫の運営や本の紹介のほか、図書コーナーの新設や学年ごとに図書室活用ウィークを定めるなど、各校独自の読書活動の推進に取り組んでいます。

なお、ボランティアによる読み聞かせは2校で実施のほか、市立図書館の団体貸出を利用しているのは1校しかなく、地域や市立図書館との関わりが少ないのが現状です。

【具体的な取組】

①学校図書館の環境整備・充実

子どもたちが学校図書館に行きたくなるような環境整備や、児童生徒が多くの図書に触れる機会がもてるように、蔵書の充実に努めます。

また、図書やインターネット等を活用した調べ学習など、多様な資料やICTを活用した教育活動を支える環境整備について検討します。

②読書活動の充実

各学校で実施している全校一斉の読書活動など、読書活動の推進のための取組の充実に努めます。

③家庭や地域との連携

学校のホームページや「図書だより」などを通じて、読書活動の大切さを保護者や地域へ積極的に発信します。

また、保護者やボランティア等との連携・協力を得て、読み聞かせや学校図書館の環境整備など、読書活動の充実に努めます。

④市立図書館との連携

児童生徒の読書活動や多様化する調べ学習などに市立図書館との協力関係が大切となるため、市立図書館との連携を強化します。

第4章 子どもの読書活動の普及啓発活動

1 普及啓発活動の推進

【現状と課題】

市立図書館では、広報誌やチラシを通じて、本や図書館に対する情報を提供したり、「子ども読書の日」や「こども読書週間」のときにはイベントを開催したりしています。

【具体的な取組】

①啓発事業の開催

子どもの読書活動を推進するイベントを実施します。

②広報活動の推進

広報誌やホームページ等を通じて、子どもの読書活動の重要性や読書の楽しさなどについて、多くの市民への啓発に努めます。

2 推進体制の整備

【現状と課題】

市立図書館や学校等、ボランティア、その他関係者それぞれが読書活動の推進に取り組んでいますが、相互に情報交換を行う体制が整っていません。

【具体的な取組】

①推進体制の整備

関係者の連携協力によって、横断的な取組が行われるような体制の整備に努めます。

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子

どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

～衆議院文部科学委員会における付帯決議～

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

阿波市子ども読書活動推進計画

[第二次推進計画]

令和3年3月

阿波市教育委員会 教育部 社会教育課